

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、二宮町においても介護保険の第一号保険料の減免について、令和元年度分に遡り行うために介護保険条例の改正を行うものです。

別紙資料「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免」をご覧ください。

減免対象1は、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な疾病を負ったものの場合は、介護保険料が全額減免となります。

減免対象2は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれるものであって、主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上減少している場合及び減少することが見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下である場合に、減免対象保険料額に前年の合計所得金額が200万円以下のときは100%、200万円を超えるときは80%を乗じた額が減免となります。なお、事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、介護保険料は全額減免となります。

また、減免した額については全額国庫補助の対象となります。

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものになります。

なお減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合は、遡って減免することになるため、減免が決定した場合には差額保険料の還付等により対応します。

最後に今後のスケジュールですが、6月中旬に発送する令和2年度の納税通知書に今回の減免の有無にかかわらず「納付が困難な方はご相談ください」という旨のお知らせを同封しており、通知書発送にあわせて、減免の案内についてはHPにも掲載し、申請受付を開始いたします。

説明は以上です。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免

対象

1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件に該当する方（※事業収入等とは、事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入。）

要件

※上記「2」については、次の①、②に該当する方。

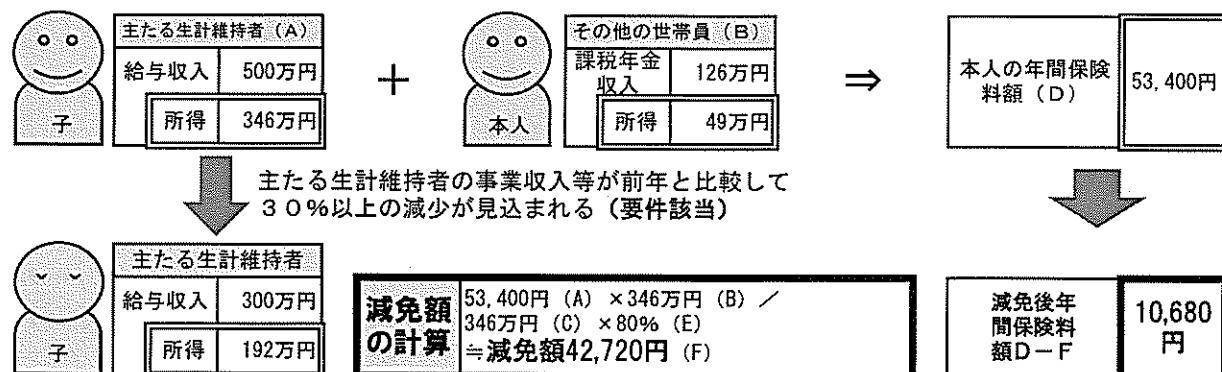
- ①主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上減少している場合
- ②減少することが見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下であること

減免額

○対象「1」の場合は全額、対象「2」の場合は次による。

第一号被保険者の年間保険料額（A）	×	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年所得（B）	/	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額（C）	=	減免対象保険料額
 前年の合計所得金額	200万円以下	200万円を超える	 減免の割合（E）	100%	80%	※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免の割合は100%とする。

参考事例 子（主たる生計維持者）と本人の2人世帯で前年の総所得金額等の合計が400万円以下



適用

○令和2年2月以降の納期分から令和2年度末までの介護保険料に適用